公　　示

２０．６．３０ 改正

公示第７号

道路運送法施行規則第１５条の４第３号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第１５条の４第３号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。

平成１４年7月１日

北陸信越運輸局長　武 藤 秀 一

記

旅客の利便を阻害しないと認める場合

適用区域　新潟県

（１）高速バス路線（１００㎞未満の利用が可能なものを除く。）の休止又は廃止の場合
（２）付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
（３）定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
（４）休止から１年以上経過した路線の廃止の場合
（５）概ね３００m以内の区間の休止又は廃止で、当該市町村からの同意がある場合
（６）路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該市町村からの同意がある場合
（７）地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第９条第２項に規定された協議会の協議結果に基づく路線の休止又は廃止で、同会議又は協議会の同意がある場合

附　則

１．この公示は、平成１４年7月１日から適用する。
２．「道路運送法施行規則第１５条の４第３号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」（平成１４年１月２９日付け公示第１００号）は、平成１４年６月３０日限りでこれを廃止する。

附　則

１．この公示は、平成１７年６月１６日から適用する。

附　則

１．この公示は、平成１８年１０月１日から適用する。

附　則

１．この公示は、平成２０年７月１日から適用する。